平成２３年（フ）第１５７９号
千葉市緑区あすみが丘５丁目２番地８
債務者　小田島由美子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１６９号
京都市伏見区桃山町泰長老176番地の１　観月橋団地７―111
債務者　長尾　若子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
京都市伏見区向島庚申町27番地
債務者　森島　一喜
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
京都府福知山市字前田1661番地の15　岡本住宅101号
債務者　金森　一樹
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１２４６号
大阪府藤井寺市北岡１丁目８番28号
債務者　足立　　均
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６５４号
堺市北区大豆塚町１丁60番地５　市営大豆塚団地１棟106号
債務者　いんてりあ　はらだこと　原田　将司
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６６５号
堺市北区蔵前町３丁２番18―111号
債務者　上條伊之祐
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７５７号
大阪府羽曳野市古市1394―82―468、住民票上の住所大阪府羽曳野市古市６丁目13番21号
債務者　浅面　　広
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７６６号
大阪府河内長野市木戸東町５番23―306号、前住所大阪市住吉区大領５丁目１番11号　武田方
債務者　上村佐富美
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７７７号
堺市堺区新在家町東４丁３―５―301、住民票上の住所奈良県山辺郡山添村大字広代1270番地
債務者　ヤマト塗装こと　山登　英樹
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８０６号
堺市堺区百舌鳥夕雲町１丁５番地、前住所堺市堺区旭ヶ丘北町１丁４番８号
債務者　宰務　清美
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
堺市中区深井北町826番地１
債務者　表木工業こと　表木　静雄
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
堺市中区深井北町826番地１
債務者　表木みどり
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
堺市堺区一条通10番12―204号
債務者　重光義道こと　辛　　義道
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
堺市南区竹城台２丁１番１―603号
債務者　芝　　達也
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
大阪府羽曳野市碓井４丁目８番３―303号
債務者　森澤　頼子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
堺市中区宮園町４番３―607号
債務者　鳥井　義和
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係